

北方四島訪問記(二)

埼玉県郷友会 会長 小津光由

○ヤスニー空港見学

次いで、別飛から車で南西に約20分、また紗那の町からは30分の丘陵上にある島内二番目の空港として2014年に開港した「ヤスニー空港」を視察した。滑走路の長さは2,300m、サハリンとの間に週4便の定期便が運航されていると聞いた。大型ジャンボ機の離発着は困難ではあるが、近代的なターミナルビルを備えた空港であった。滑走路はコンクリートパネルを結合した一見応急的なものに見えたが、これで十分機能上問題が無いということであった。

ロシア政府は、2015年から10年間の「クリル発展計画」を策定し、島内の道路、空港や厚生施設の「スポーツ会館」をはじめ多くのインフラ整備を積極的に進展させている。その予算規模は700億ルーブルと発表されているが、北方四島の実効支配の態勢を逐次強化しつつあるようにも思われる。



ヤスニー空港

その後、商店視察、続く夕食の交流会では島で恐らくは唯一のカフェ「アリアンス」でロシア島民代表者との交流、会食会で大いに盛り上がった後、港で見送りを受けながらはしけに移乗し帰船した。船は1720、内岡港を出港し、翌19日の早朝には再び国後島の古釜布湾沖に到着した。



紗那の商店

○日本漁船の拿捕事案の発生と訪問団としての対応

19日の朝食後、同行していた大塚耕平参議院議員から、訪問中に生じたロシアによる日本漁船の拿捕事案と当方の対応の概要について団員に対し説明があった。拿捕された漁船は古釜布湾内で拘束され、船員は6名、この事案を受け、同行していた議員3名と鈴木宗男氏が外務当局とも調整し、訪問団から拿捕された漁船への水と食糧の支援処置を実施したとのこと、**・・**拿捕された漁船をまじかに見ながらいまだ厳しい北の海の現実の姿に接し、少なからず我々も緊張を覚えた。

1000船中にて「解団式」を実施、1200頃に団員全員が事故も無く、無事に根室港に入港し、解散となった。

6 納沙布岬にて

20日、天気は快晴、視程きわめて良好。根室中標津空港行のバスは根室をお昼ごろの出発で、乗車までには半日の暇があり、今回、文化交流のプログラムで陶芸の専門家として同行された大上氏と二人で納沙布岬を訪れてみることにした。駅前から8時半出発の定期観光バス「のさっぷ号」に乗り、一路道道35号線を納沙布岬へ。ガイドさんの話によると、先日の台風の被害でJR根室線が不通となり、この観光バスへの乗客はこここのところほとんどいなかったとのこと。バスは明治公園を經由し45分ほどで岬に到着、早速「北方館」の二階から望遠鏡で四島側を見ると岬からわずか7キロ先の水晶島にはロシア警備隊のレーダーと監視所が、また水晶島の北側にはロシアの監視船が、岬から3.7キロともっとも近

い貝殻島との中間線付近には海上保安庁の巡視船がそれぞれ1隻確認された。やや緊張感の漂う状況下で二十隻ほどのコンブ漁の船が中間線より岬側で操業している。ガイドによると根室付近の漁船約250隻が一隻あたり年間40万円の操業料金(補償金 合計約1億円)をロシア側に支払っているとのことであった。許可された船は白地の船腹に識別容易な赤い大きな線を書き入れており、これ以外の船は操業が許可されていないということであった。望遠鏡で見るとなるほど赤い線の舟ばかりであった。これらの現況から、四島の返還交渉に当たり、日本側の支払う補償金に永くかかわっているロシア側の個人、団体はおそらく相当の反対運動を展開するのではないか、と考えられた。



納沙布岬で操業する昆布漁船

7 おわりに —北方四島から見た日本—

今回の訪問事業に参加し、私にとって北方四島は「近くて遠い島」から「近くて近い島」となった。今回の訪問を通じ私が感じた個人的な感触ではあるが、四島の在住ロシア人の多くには日本に対するいわゆる敵意は感じられず、むしろ好意を持っているように思われた。在住のロシア人にとって“四島の問題は政府が決めること”、という比較的冷静な考え方のようである。また訪問団が接した地区長等のコメントにも、12月のプーチン大統領の訪日に際し実施される日露間の首脳会談で、何らかの事態改善が期待されるという好意的な発言もあった。短時間の訪問で感じられた私見ではあるが、仮に今回四島の返還が決定されても在住のロシア人が大規模な反対運動を起こす可能性は低いように考えられた。

この9月26日に召集された臨時国会での所信表明演説で、安倍総理はロシアのプーチン大統領の年内訪日に触れ、「領土問題を解決し、戦後71年を経ても平和条約のない異常な状態に終止符を打つ。首脳同士のリーダーシップで交渉を前進させる」と述べ、日露平和条約締結に向けた強い意欲を表明した。

「北方領土問題」は“大東亜戦争後の日露間の戦後処理問題”といってもよい。これの未解決により日露間では戦後71年を経過した今もいまだに平和条約が結ばれていないという政治的に異常な状態が継続されてきた。

今回、政権基盤の安定している安倍総理と、ロシア国内で国民の圧倒的な支持を得ているプーチン大統領、両首脳の間で“新しいアプローチ”により長年にわたる両国の最大の懸案である北方領土問題の解決の糸口が見つかるように大いに期待したい。



納沙布岬 「四島のかげ橋」

参考資料 「北方領土問題の経緯」

1 日魯通好条約(1855年)

1855年(安政元年)2月7日、現在の静岡県下田市において締結され、下田条約とも呼ばれている。この条約で両国の国境は、択捉島とウルップ島の上に決められ、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島は日本の領土とし、ウルップ島から北の千島列島は、ロシア領として確認されました。また、樺太は両国民の混住の地と決められた。

2 樺太千島交換条約(1875年)

1875年(明治8年)、日本は千島列島をロシアから譲り受ける代わりに、樺太全島を放棄した。この条約では、日本に譲渡される千島列島の島名を一つ一つあげているが、列挙されている島は、ウルップ島より以北の18の島で、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方領土は含まれていない。

3 ポーツマス条約(1905年)

1905年(明治38年)、日露戦争の結果、北緯50度以南の南樺太が日本の領土となった。

4 サンフランシスコ平和条約(1951年)

1951年(昭和26年)、日本は、千島列島と南樺太の権利、権原及び請求権を放棄した。しかし、放棄した千島列島には択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方領土は含まれていない。なお、この条約では放棄した地域が最終的にどこに帰属するかについては決められていない。

以上の経緯を見てわかるように、北方四島は、いまだかつて一度も外国の領土となったことがない我が国固有の領土であり、ロシア(ソ連)による北方四島の占拠は、法的な根拠なく行われているのである。

1945年(昭和20年)、ソ連軍は日本がポツダム宣言を受諾した後の8月18日より千島列島への攻撃を開始し、ウルップ島まで侵攻したが、そこから北に引き返した。しかし、択捉島以南に進駐していないと知り、別の部隊が同28日に択捉島、9月1日から4日の間に、国後島、色丹島、歯舞群島をそれぞれ武装解除し、遅くとも9月5日までに千島列島のみならず北方四島をも占領した。これらのことから日露間にいわゆる「北方領土問題」が生じた。

(「北方領土」 北方領土問題対策協会編 外務省協力資料から抜粋)